最終回 地域まちづくりミニ講座

最終回は、実際に緑区内で定められている建築協定の紹介をします。

8つの建築協定

緑区内の建築協定は、住宅系、工業系の8か所が定められており、良好なまち並みの形成に取り組んでいます。

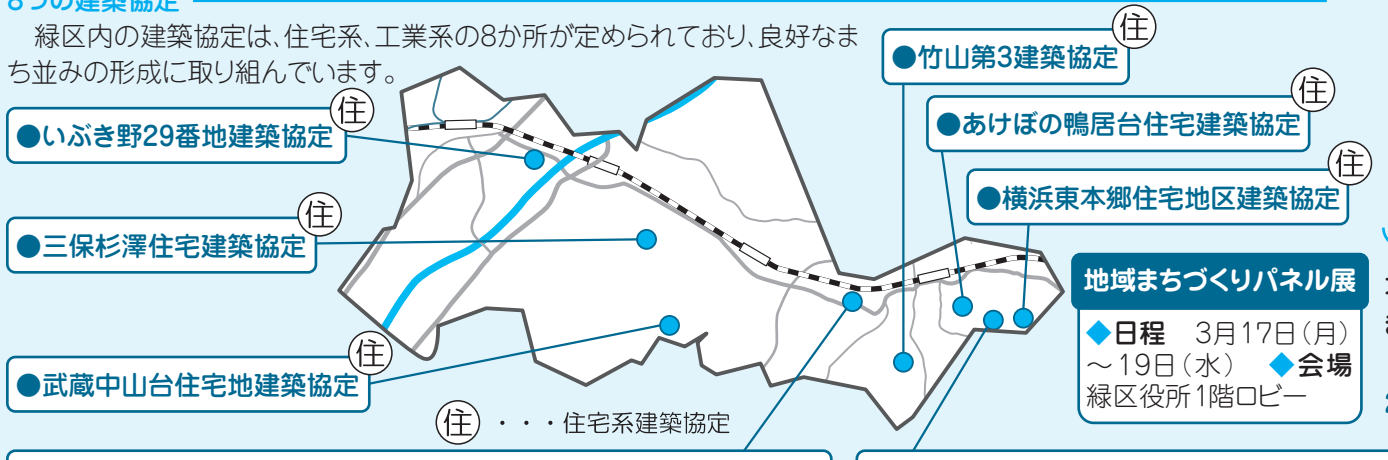

都市整備局のホームページ内で建築協定について紹介しています。
http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/ken-kyoutei/midori/

地域まちづくりパネル展

◆日程　3月17日（月）～19日（水）　◆会場　緑区役所1階ロビー

地域のまちづくりをサポートします
まちのルールづくり相談コーナー
【問合せ】　企画調整係（☎930-2217/FAX930-2209）

●白山ハイテクパーク建築協定　工業系

制限内容（抜粋）

- 用途:住宅、共同住宅、一部の店舗、飲食店、ボーリング場、パチンコなどの禁止
- 建築物の主要構造部は不燃材料
- 建築物の意匠※、色彩などは景観に配慮
- 敷地内の緑地、通路の配置
- 騒音、振動、ばい煙などによる公害を防止

※意匠:趣向、デザイン

特徴

- 工業系の建築協定は、横浜市内に9か所のみ
- 区域内にグラウンドやテニスコートを設置

●緑区東本郷台建築協定　住宅系

制限内容（抜粋）

- 用途:一戸建て専用住宅、医院併用住宅、一部の兼用住宅
- 建築物の高さ:地盤面から9m以内
- 軒の高さ:7.5m以内
- 地階を除く階数:2階以下
- 敷地の分割を禁止
- 外壁の後退距離:1m以上

特徴

- 平成19年2月に協定を更新しました
- 神奈川区との区境に位置する建築協定
- 区域内に、公園や自治会館を設置。地域活動の拠点となっています